

Client Alert

15 December 2020

本アラートに関する
お問い合わせ先

英語版は[こちら](#)



板橋 加奈
パートナー
03 6271 9464
kana.itabashi@bakermckenzie.com



末富 純子
パートナー
03 6271 9741
junko.suetomi@bakermckenzie.com



折原 康貴
カウンセラー
03 6271 9545
yasutaka.orihara@bakermckenzie.com

地域的な包括的経済連携協定（RCEP）の概要 —ビジネスにおいて RCEP は何を意味するのか—

日本にとって、日本の輸出先国として米国に次ぐ中国と韓国との間における初めての FTA となる RCEP が締結された。RCEP により、多くの分野における貿易障壁が削減・撤廃されることで、日本企業にとっては、中国・韓国両国との取引拡大と収益性の拡大を目指すための重要なツールとなりうる可能性を秘めているといえる。RCEP 加盟 15 か国における幅広い物品をカバーした関税撤廃、原産地規則の統一といった物品の貿易に関するルールその他、電子商取引促進のためのルール設定等により地域に進出する日本企業の事業環境の整備も期待され、さらには、RCEP 加盟国において知的財産保護制度が整備され、海賊版や模倣品に対する取締りが強化されることで、日本企業による権利取得・行使の実効性が高まることが期待される。

10 年近くに及ぶ交渉の末、2020 年 11 月 15 日に、オーストラリア、中国、日本、ニュージーランド、韓国と ASEAN10 か国が RCEP に最終的に署名した。なお、インドは当初 RCEP 交渉の当事者であったが、2019 年には国益や地場産業の保護に懸念を抱き、交渉から離脱している。また、香港は RCEP の当事者とはなっていない。

RCEP は、WTO を除き、最大の地域自由貿易協定（FTA）といえる。その加盟国は、世界の国内総生産の約 30%（26 兆 3000 億米ドル）、世界人口の約 30%（23 億人）を占め、RCEP の効力発生により、更なる貿易の自由化、非関税貿易障壁の撤廃、貿易円滑化の促進、サービスセクターに対する障壁の撤廃、知的財産保護、政府調達慣行、電子商取引等に関する規制を通じた全体的なビジネス環境の改善が期待される。

RCEP の構成

RCEP の条文は、以下のトピックをカバーする 20 の章から構成される。

カテゴリー	章	トピック
導入規定	1	導入規定及び一般定義
物品貿易	2	物品の貿易
	3	原産地規則
	4	税関手続及び貿易円滑化
	5	衛生植物検疫措置
	6	基準、強制規格及び適合性評価手続
	7	貿易上の救済手段
	サービス貿易	8
人の移動	9	自然人の一時的な移動
投資	10	投資
事業環境	11	知的財産
	12	電子商取引



篠崎 歩
シニア・アソシエイト
03 6271 9694
ayumu.shinozaki@bakermckenzie.com



小原 万実
シニア・アソシエイト
03 6271 9539
mami.ohara@bakermckenzie.com



菅 礼子
アソシエイト
03 6271 6969
ayako.suga@bakermckenzie.com

	13	競争
	14	中小企業
	15	経済技術協力
	16	政府調達
	17	総則及び特例
	18	制度規定
一般条項・紛争解決	19	紛争解決
	20	最終条項

RCEP の特徴

一般的な意味合い

RCEP は、既存の ASEAN+1¹の加盟国の協定を統合する

ASEAN 諸国は、ASEAN 非加盟 5 か国（オーストラリア、中国、日本、ニュージーランド、韓国）とそれぞれ、ASEAN+1 協定を結んでいるが、これら ASEAN 非加盟 5 か国は、RCEP 前の時点では、必ずしも相互に FTA を結んでいるとは限らなかった。

また、RCEP は、日中韓の間における初めての自由貿易という大きな意味合いがある。RCEP の署名は、歴史的、外交的理由により長年の交渉にもかかわらず進展を見せない 3 か国間の FTA の基礎をなし、これを加速させることが期待されている。

RCEP は、既存の ASEAN +1 協定のアップグレード版

一見すると、RCEP は、一般的に、物品貿易、サービス貿易、投資等の問題に焦点を当てた伝統的な FTA と整合的で、その特徴を含んでいることがわかる。近時合意に至った、環太平洋パートナーシップ協定（CPTPP）は、知的財産保護、国有企業の規制、政府調達、環境規制、労働問題など、ビジネス環境に関連する問題を詳細に扱う 21 世紀 FTA の高い水準を設定している。

先進国（特に CPTPP を批准した国）と比較的発展途上にある国（特に ASEAN 諸国）の経済状況と市場環境の相違についてバランスをとるため、RCEP は既存の ASEAN+1 協定から、知的財産や政府調達といった新たな課題に取り組むことで、CPTPP で定められた高い水準にまでは必ずしも達していないものの、既存の ASEAN+1 協定からの進展がみられる。RCEP は、貿易保護主義の高まりの中、自由で開かれた貿易の精神の中で、様々な相違にもかかわらず、貿易を開放し、貿易パートナーシップを深化させることにより、加盟国の競争力をさらに向上させたいとの意欲の表れと言える。参考までに、アジアにおける主要な多国間 FTA のメンバー構成は以下の通りである。

¹ ASEAN ニュージーランド FTA、ASEAN 中国 FTA、ASEAN 日本 FTA、ASEAN 韓国 FTA など、ASEAN 諸国とその他の国が締結している FTA をいう。



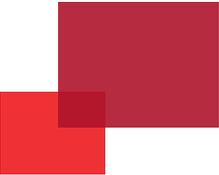
RCEP は、全 15 加盟国間の貿易の統合ルールとなる

ASEAN+1 協定は、概ね整合性があり、貿易・業務全般についても同様の原則を反映しているが、各協定が個別に交渉されていることから、それぞれの FTA のルールや要件には大きな違いがある。そのため、実務においては、長年にわたり、輸入国と輸出国の所在地による、ASEAN+1 協定のそれぞれの要件解釈の相違という課題に直面していた。RCEP は、これに対する解決策を提供し、15 の加盟国内のあらゆるビジネスに適用される単一の統合ルールを提供する。今後、実務が重ねられていくにつれ、RCEP 要件の解釈だけでなく、貿易慣行及び税関慣行の調和が図られることにより、地域におけるビジネスの効率性及び容易性の向上につながると考えらる。

物品貿易に関する主要内容

RCEP は、特に次のような措置を通じ、加盟国間の物品貿易の一層の自由化を目指している。

- RCEP は、加盟国が原産品に対して課する関税を 20 年間で約 92%削減・撤廃することを目指している。各加盟国は、他の輸出加盟国からの輸入に関して、具体的な関税削減の約束を定めている。特に、既存の貿易相手国との関税削減スケジュールは、既存の貿易協定に従って既に引き下げが講じられている場合には、より低い税率から開始することができる。
- RCEP は、WTO 協定又は RCEP に基づく権利及び義務に従う場合を除き、加盟国間の輸出入に関する非関税措置を禁止している。また、輸出入当事者は、貿易に対する不必要な障害を防止するために、許可された非関税措置について透明性を確保するよう求められる。クォータ制又はライセンス付与による数量制限は、原則廃止される。
- RCEP は、貿易円滑化・透明性措置を規定しており、これには、認定輸出業者 (approved exporter) による原産地申告手続、輸出入許可手続の透明性、事前教示の発出、迅速な通関手続・速達貨物につきさらに迅速化された通関手続、税関業務を支援するための IT インフラの活用、認定事業者に対する貿易円滑化措置などが含まれる。
- RCEP は、RCEP に基づく原産品認定を行う企業が適用し得る原産地規則 (ROO) の詳細な規則を置いている。RCEP の下で優遇措置を求める大きな利点の 1 つは、ある加盟国で生産された原材料を使用して別の加盟国で新製品を製造した場合、後者の加盟国の原産品とみなすことを可能にする累積ルールであり、これにより、15 加盟国間で資源を共有する



可能性が高まる。例えば、中国を原産地とする原材料は、ASEAN日本FTAでは原産材料には算入されないが、RCEPでは原産材料とみなされることになる。これにより、域内のサプライチェーンの柔軟性が高まり、より一層の統合が可能となる。

原産地規則の観点からみたRCEPとASEAN+1協定との比較

前述のように、RCEPの重要な利点の1つは、既存のASEAN+1協定を一つの使いやすいルールに統合することである。現在、既存のASEAN+1協定の下で、優遇措置を受けられる企業であっても、さらに進んでRCEPの利用余地を確認するため、RCEP原産地規則を分析して、対象物品がRCEPの下での原産品とみなされるか否かを確認すべきと考えられる。以下の表は、RCEPと主要なASEAN+1協定との間の原産地規則の大まかな比較である。

比較	域内原産割合の算定	最低加工ルールの運用と手続	間接材料/中立的な要素
RCEP / ASEAN物品貿易協定 (ATIGA)	N/A	ATIGAに定められる、原産地性を認めない、最低加工ルールの運用と手続に加え、RCEPには、最低加工ルールのさらに8つの運用カテゴリーが含まれる。	ATIGA規則は中立的要素を考慮しない一方、RCEPは、間接的材料 ² を、生産地にかかわらず原産材料と扱う。
RCEP / ASEAN中国FTA (ACFTA)	ACFTAに規定されている間接/控除方式に加えて、付加価値基準計算のための直接/積み上げ方式も定める。	ACFTAに定められる最低加工ルールの運用と手続に加え、RCEPには、最低加工ルールのさらに8つの運用カテゴリーが含まれる。	ACFTA規則は中立的要素を考慮しない一方、RCEPは、間接的材料を、生産地にかかわらず原産材料と扱う。
RCEP / ASEAN日本FTA (AJCEP)	AJCEPに規定されている間接/控除方式に加えて、付加価値基準計算のための直接/積み上げ方式も定める。	AJCEPの定めと比較して、RCEPは、より多くの最低加工ルールの運用と手続のカテゴリーを含んでいる。	N/A
RCEP / ASEAN韓国FTA (AKFTA)	N/A	AKFTAの定めと比較して、RCEPは、より多くの最低加工ルールの運用と手続のカテゴリーを含んでいる。	AKFTA規則は中立的要素を考慮しない一方、RCEPは、間接的材料を生産地にかかわらず原産材料と扱

²「間接材料」とは、他の製品の生産、試験又は検査に使用される製品であって、当該他の製品に物理的に組み込まれていないもの又は建築物の維持もしくは製品の生産に関連する機器の操作に使用される製品(燃料、エネルギー、潤滑剤、工具、金型、型等を含む)をいう。



		る。	う。
RCEP / ASEAN豪 州ニュージーラン ドFTA (AANZFTA)	N/A	AANZFTAの定め と比較して、 RCEPは、より多 くの最低加エルー ルの運用と手続の カテゴリーを含ん でいる。	N/A

サービス貿易

また、RCEPは、加盟国間のサービス貿易の自由化を規定している。加盟国は、サービス分野を相手加盟国に開放する上で、それぞれの詳細なコミットメント（ポジティブ・リスト）及び又は不適合措置（ネガティブ・リスト）を以下の方法で設定している。

- 「ネガティブ・リスト」アプローチ：オーストラリア、ブルネイ、インドネシア、日本、マレーシア、シンガポール、韓国
- 「ポジティブ・リスト」アプローチ：カンボジア、中国、ラオス、ミャンマー、ニュージーランド、フィリピン、タイ、ベトナム

加盟国におけるサービス貿易の自由化の意味合いを十分に理解するためには、1,000ページ以上のコミットメントが掲載されていることから、実務においては、加盟国が実施した既存の措置と、RCEPの下での各産業に対する新たなコミットメントとを比較するための分析を行うことを検討する必要があると考えられる。

また、サービス貿易の章では、伝統的に国家の安全保障や主権という観点から特に重要かつセンシティブな分野と考えられてきた金融サービス、電気通信サービス、専門サービスの3分野に関する具体的な措置を規定している。例えば、RCEPでは、加盟国に対し、公衆電気通信網や公衆電気通信役務の提供者が、自国内でサービスを提供する場合に利用する技術の選択の裁量を制限することを控えるよう求めることで、電気通信役務に関する加盟国のコミットメントを拡大することを目指している。この新たなコミットメントは、自国の通信分野において、5G競争における中国の主導権に対応するための制限的な措置が講じている国があることに対する熟慮された対応策であると考えられる。

事業環境の整備

RCEPは、以下のように知的財産、電子商取引、競争規制、中小企業支援、政府調達に関する具体的な要件を提供することにより、事業環境の改善を図っている。



知的財産

- RCEP は、ASEAN+1 の FTA と比較して、知的財産権の保護に関して比較的重要な章を割いている。RCEP の下、加盟国は、パリ条約、ベルヌ条約、WIPO 著作権条約等、知的財産権の保護に関する主要な多国間協定の批准又は加入を義務付けられている。
- 特に、RCEP は、海賊版や模倣品に対する取締りの強化を目指している。例えば、加盟国は、権利者の要求により、裁判所が海賊版の著作権商品及び模倣商標商品の廃棄を命じる民事裁判手続の権限を有することを確保する必要がある。
- 水際対策については、加盟国は、正当な理由がある場合には、権利者が権限のある当局に対し、疑わしい海賊版・模倣品の通関停止を申請することができる貨物輸入手続をとることが求められている。さらに、加盟国は、疑わしい海賊版又は模倣品の通関を停止するために、自国の権限のある当局が自発的に行動することができる貨物輸入手続を整備することも義務付けられている。

電子商取引（Eコマース）

- RCEP は、電子商取引の利用者の信頼と守秘性を高めることによる貿易のデジタル化の強化に焦点を当て、電子商取引の懸念点に対処するための章を置いている。
- 電子商取引に関する主な規定は、以下の通りである。
 - 別段規制がない限り、電子署名の有効性の確認
 - 個人データの保護及び電子商取引利用者の詐欺及び誤解を招く行為からの保護に関する規則の制定
 - 加盟国間の電子送受信に関税を課さないという現行の実務の維持
 - 域内で事業を行うために、特定域内での電子機器施設の使用及び設置を求めることの禁止
 - 公共政策の目的達成、及び安全保障上の目的のための措置を除く、国境を越えた情報移転の阻害行為の禁止

政府調達

- また、RCEP には、多くの ASEAN+1 協定から進んだ点として、通常これらの規定には含まれない政府調達に関する章がおかれている。
- RCEP の下、加盟国は、政府調達に関する法令を公開する義務を負い、当該法令には、入札の機会がどこで公表されているかということに関する情報を含む。RCEP の下での政府調達に関連する要請は、CPTPP の下での要請よりも緩やかなものである。

日中韓の新たな貿易関係

前述のとおり、RCEP は中国、日本、韓国の間で締結された最初の FTA である。これら 3 か国を合わせると、世界経済の約 24% を占め、年間の総取引高



は 7200 億米ドルを超える。RCEP では、関税譲許や貿易円滑化の結果、3 か国間の貿易量が大きく増加する可能性がある。これらの加盟国で事業を行なう企業は、RCEP により、新たな貿易ルートの開拓、また、新たな特惠市場における競争力を高める機会について検討することが奨励される。

例えば、中国の輸出業者は、適用される関税の即時又は段階的な撤廃又は引き下げにより、特定の繊維製品、化学製品及びプラスチック製品の日本への輸出増加の恩恵を受けることが期待されている。中国の対韓輸出では、電気機器や一部の金属製品に対し課されている現行の残存関税も段階的に廃止される。

一方で、日本は、日本から中国に輸出される自動車部品の 90% 近くに関して、中国による自動車製品に対する関税引き下げの恩恵を大きく受けることができる。また、日本は、中国から輸入される農産物の 56%、韓国から輸入される農産物の 49% について関税を撤廃する。ただし、米、小麦、牛肉、豚肉、乳製品及び砂糖製品については、関税免除の対象外となる。

韓国企業、特に自動車部品、鉄鋼・電子製品の輸出企業は、RCEP の下で関税撤廃を通じて利益を得ることが期待されている。日本の輸入鉄鋼製品に対する関税引き下げは、韓国の鉄鋼会社に新たな機会をもたらすことが期待されている。

FTA ニュードルボウル現象のもつれを解く

前述のとおり、RCEP は CPTPP 及び既存の ASEAN 協定と多くの共通の署名国を共有している。どの FTA が最大限の貿易最適化を提供するかを検討している企業にとっては、以下の点を考慮することが有用である。

- 原材料はどこから調達されているか？
- 輸出国以外で行われたプロセスはあるか？
- 自社の現在及び将来の顧客はどこに所在するか？
- 輸出国から輸入国への貨物の輸送はどのように行われているか？
- 流通ハブを設置し、Back-to-back 原産地証明を実施するための現在又は将来の計画があるか？
- それぞれの関連する FTA で原産地規則に適合するか？
- それぞれの FTA の下で、自社製品の現在及び将来の関税率はいくらであるか？
- 自社のサプライチェーンをさらに最適化する機会はあるか？

RCEP のポテンシャルの最大化

CPTPP と同様に、RCEP はオープン・アーキテクチャー・デザインを採用しており、本契約の発効から 18 か月後に利害関係国による本契約への将来の加盟を可能にしている。現在、香港は既に RCEP 加盟への関心を示しており、RCEP が新たな加盟国を迎えるしかるべき時期が来た際には、加盟国との対話を開始する用意があることを表明している。2019 年に発効した ASEAN との FTA が既に締結されていることから、香港の RCEP への参加は自然な流れと考えられ、RCEP に、アジア最大の金融ハブかつ貿易港が参加することで、アジア太平洋地域における最大の地域 FTA としての RCEP の役割と影響力を一層強固なものとするとみられる。

インドは、RCEP の当初の交渉当事者として、加盟までの 18 か月の期間の適用を受けない特別加盟機会が与えられている。インドは香港以外で唯一残る



ASEAN+1 協定加盟国であり、多くの RCEP 加盟国は、インドが RCEP に復帰することに前向きである。しかし、近年、COVID-19 のパンデミックによる景気減速への対応をはじめ、国内経済の緊密化・活性化の必要性を背景としたナショナリズム的措置が相次いでいることから、インドの当面の復帰は見込まれていない。

RCEP の拡大は直ちに実現されない可能性があるが、RCEP のオープン・アーキテクチャー・デザインは、いまだ RCEP の地理的な可能性を十分に生かし切れていない可能性を示唆するものともいえる。RCEP 加盟国が新たな加盟国の受け入れを可能にすることは、急速に縮小している自由貿易の精神を支えるための正しい道筋に向けた一歩を象徴するものとも言える。

今後の流れ

RCEP は、少なくとも 6 か国の ASEAN 加盟国と 3 か国の非 ASEAN 加盟国が同協定を批准した後、60 日後に正式に発効する。現時点で、RCEP が 2022 年の早い段階で発効する可能性が高いとの見通しが示されている。

一方、事業者は、RCEP の正式発効に向けて、新たな特惠市場、コスト節約、サプライチェーンの最適化の観点から RCEP が何らかの機会を提供するものかどうかを戦略的に検討・分析し、必要に応じ、そのような機会を利用する対応が求められる。